令和4年10月支給分の児童手当の制度が 一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください!!

- 1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます!!
 - ➡所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。
- 2 現況届の提出が不要になります!!
 - **⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。**
 - ※ただし、裏面(2)アに該当する方は、引き続き現況届の提出 が必要となりますので、ご確認ください。
 - ※自治体によっては、今までと同じく現況届の提出を求められる場合があります。

〇上記変更事項の詳細について

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の

- ②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】
- ※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の 提出等が必要となりますので、ご注意ください。
- ※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を、 所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人 当たり月額一律5,000円)を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれて) いない場合等	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の) 配偶者の場合等	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の) 配偶者の場合等	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の) 配偶者の場合等	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の) 配偶者の場合等	812	1040	1048	1276

- ※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び 扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入 所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」と いいます。) 並びに扶養親族等でない児童で前年の12 月31日において生計を維持したものの数をいいます。 扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、 1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70 歳以上の者に限ります。) 又は老人扶養親族であると きは44万円)を加算した額となります。
- ※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。 あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控 除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確 認します。

裏面に続きます。 必ずご確認ください!

(2) 現況届の省略について

- ア 函館市では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。
 - ※ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。
 - ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と居住地が異なる方
 - ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
 - ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
 - ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
 - ⑤ その他、函館市から提出の案内があった方

イ以下の変更事項があった方は、窓口へ届出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または 児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から 「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ!!

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- ●公務員になった場合
- ●退職等により、公務員でなくなった場合
- ●公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合
- ※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、 ご注意ください。